

岐阜県障害福祉サービス事業所等食材料費等負担軽減支援金給付要綱

令和4年12月1日制定

(総則)

第1条 県は、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、障害児入所施設及び障害児通所支援事業所（以下これらを「施設等」という。）が、物価高騰に直面する中で、可能な限り、入所者又は利用者（以下「入所者等」という。）の負担を増やすことなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事の提供を行うことができるよう、予算の範囲内で、支援金を給付するものとし、その給付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(対象事業者)

第2条 支援金の給付の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年10月1日時点で、県内に所在する施設等において、別表1に定めるサービスを提供している者
- (2) 施設等の入所者等に対し、食事を提供している者

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象事業者となることができない。

- (1) 暴力団（岐阜県暴力団排除条例（平成22年岐阜県条例第54号。次号において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及び使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員等を使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

- (9) 国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種給付金、補助金、助成金等において、無資格受給又は不正受給を行った者
- (10) 国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種給付金、補助金、助成金等において、国、岐阜県又はその他の地方公共団体からの返還依頼等に応じていない者
- (11) 法令等に違反した者又は法令等に基づく知事の処分に違反した者
- (12) 第5条第1項の規定による申請をした者に対し知事が行う現地確認及び書類の提出の求めに応じない者
- (13) 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨、目的等に照らして適当でないと知事が認める者

(支援金の金額)

第4条 対象事業者に給付する支援金の金額は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

- (1) 別表1のアからエまで及びケに掲げるサービスを提供する施設等 支援金単価90円に平均入所者等数及び令和4年10月1日から令和5年3月31日までの開所(予定)日数を乗じて得た額
- (2) 別表1オからクまで、コ及びサに掲げるサービスを提供する施設等 支援金単価30円に平均入所者等数及び令和4年10月1日から令和5年3月31日までの開所(予定)日数を乗じて得た額

2 前項の支援金額の算定は、次の各号によるものとする。

- (1) 平均入所者等数は、令和4年4月1日(開所日が同日後の場合は、開所日)から同年10月31日までの総入所者等数を当該期間における総開所日数で除して得た数(小数点以下第2位を切捨て)とする。
- (2) 開所(予定)日数は、令和4年4月1日(開所日が同日後の場合は、開所日)以降の開所実績を十分に鑑み、実際の開所が見込まれる日数としなければならない。

(給付の申請)

第5条 支援金の給付を受けようとする対象事業者は、様式1に別表2に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 申請書類の提出期限は、令和5年1月13日とする。

(給付の決定等)

第6条 知事は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援金の給付の可否を決定するものとする。

2 知事は、支援金の給付の決定をしたときは、当該申請をした者に支援金を給付するものとする。

3 知事は、支援金の不給付の決定をしたときは、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(決定の取消し)

第7条 知事は、法令等若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき又は誓約書に虚偽の誓約をしたときは、給付の決定を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第8条 知事は、支援金の給付の決定を取り消した場合において、既に支援金が給付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除等)

第9条 第5条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して支援金の給付をしないものとする。

2 知事は、第6条の規定による給付の決定をした後において、当該給付の決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、第7条の規定により支援金の給付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に支援金が給付されているときは、知事は、前条の規定により、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第10条 対象事業者は、第8条の規定により支援金の返還を命ぜられた場合であって知事が必要と認めるときは、その命令に係る支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、対象事業者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

3 対象事業者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 知事は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(立入調査等)

第11条 知事は、この要綱に基づく支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、対象事業者に対して報告を求め、又は対象事業者の事務所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

(帳簿等の保存期間)

第12条 対象事業者は、支援金の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、申請の日の属する年度の翌年度以降5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る支援金から適用する。

別表1（第2条、第4条関係）

対象となるサービス	
ア	療養介護
イ	施設入所支援
ウ	共同生活援助
エ	短期入所
オ	生活介護
カ	自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）
キ	就労移行支援
ク	就労継続支援A型、就労継続支援B型
ケ	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
コ	児童発達支援
サ	放課後等デイサービス

別表2（第5条関係）

1	様式2	支援金額算定調書
2	様式3	振込先確認書（債権譲渡を行っている法人に限る。）
3	様式4	誓約書
4	その他	指定（更新）通知書のうち、直近で通知されたものの写し 契約書・重要事項説明書の写し（食事の提供に要する費用が分かるもの） 申請書類等チェックリスト その他申請において必要と認められる書類